

函館市事業仕分けの概要

平成24年11月25日(日)第2班

■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・ 進行役から説明

■2-8-1 塵芥埋立地整備費についての説明

- ・ 資料に基づき, 環境部埋立処分場から説明

■2-8-1 塵芥埋立地整備費についての質疑

(A委員)

調書についてですが, 我々は事業仕分けをする中で, 一番のよりどころが調書になります。調書の中で, 活動実績や成果指標, 他の自治体の類似状況に空欄が目立ちます。事前に指導していただかないと, 我々は判断材料がものすごく少ないものですから, この辺をしっかりと整備していただきたい。

質問ですが, 現在, 七五郎沢の廃棄物処分場について, 延命についていろいろやられているかと思いますが, どのくらいの寿命があるのか, その延命することによってどのくらいの成果指標がみられるのか, そういうものをちゃんと調査しなければ, ここが空欄になっていますので, 調査していないのかなという感じにしか受け取っていませんが, 新規処分場の計画などがあれば教えていただきたい。

(説明者)

現在の埋立処分場の延命化の推移を見まして, 平成36年度までは埋め立てが可能と考えています。

(A委員)

延命して36年ということですか。

(説明者)

はい, そうです

(A委員)

新規処分場の計画がもしあるのであれば、36年以降はもし埋め立てられなくなったら必要になってくる施設ですが、あと10年くらいしかありません。その辺の計画について、教えられる範囲でいいのでお答えください。

(説明者)

現在のところ、計画自体を立ち上げる段階で、まだ新処分場に対しては、計画はまだしていません。

(A委員)

全くゼロということよろしいですか。

(説明者)

立ち上げる計画までということです。

(A委員)

わかりました

(C委員)

先ほどの説明の中で、重機の老朽化に伴って、所有ではなくて借上げにして経費の削減を図りましたというお話だったんですけども、調書の事業費欄を見ると、事業を実施するための人件費の人工が、平成22年度までは11だったものが、平成23年度では7に減少しています。これが、今の重機の借り上げに伴って減少したということなのでしょうか。

(説明者)

今現在借上げに出している機種は、バックホウ、ブルドーザ、ダンプなどです。費用のほうは、平成23年度で2,696万5,519円となっており、その効果は、600万円ほどとなっています。

(C委員)

人員削減はしていないのですか。

(説明者)

人員削減はしております。職員4名減です。

(C委員)

それは退職に伴うということですか。

(説明者)

退職に伴いまして、一緒にオペレーター付き重機の借上げを行いました。

(C委員)

わかりました。それから他都市との比較の資料ですけれども、上が平成23年度実績で下が平成22年度実績であると。それで平成22年度実績については「北海道における都市環境」より抜粋と書かれていますが、ここで記載されている「経費総額」と「ごみ処理量」というのは、上に出ている平成23年度実績の単純に平成22年度版の数字ということによろしいでしょうか。

(説明者)

埋立処分場は、この塵芥埋立地整備費のほかに、自動車維持運営費、汚水処理施設維持管理費、その他諸経費からなっていて、上の平成23年度実績の資料は、塵芥埋立地整備費について比較検討している資料で、下の平成22年度実績の資料は、他の4項目も全部入っているということで、内容が違ってきます。

(C委員)

今行っている事業仕分けの対象は、上の方の資料になるということですね。

(説明者)

そうです。

(C委員)

では例えば、ごみの搬入量で埋立処分場維持管理費を割って、他都市と比較してみたところ、委託している都市が多くて、函館市の場合は直営の部分も残っているのに結局安いんですよね。全面委託化していないわりには、そういう他都市と比較しても安い形になっています。これはどうしてだとお考えでしょうか。

(説明者)

その割り返しですと、函館市の直営部分の人件費が入っていません。

(C委員)

いえ、人件費を足して割っても安いんです。

(説明者)

そうですね、割り返すと3,047円になりますが、札幌（山本処理場）は1,693円になりますので逆転します。

(C委員)

委託化している釧路、北見、江別に比べても安いじゃないですか。直営の人件費を入れても。そういう状況について、どうして函館は安いのですか。

(説明者)

資料の下の平成22年度実績で説明いたしますと、仮に函館市と札幌市を比較して、函館市の数値を1とすると、ごみの処理量については、札幌市は2.5倍の処理量なのですが、経費は7倍かかっています。旭川市はごみの処理量は0.6倍と低いのですが、経費は3.5倍かかっているということで、函館市の単価のほうが安くなっているという結果になっています。

(C委員)

そのことについて、どういう分析をされているのかなということなのですが、何かないですか。分からないけど何故か安いということですか。

(説明者)

埋立処分場の施設の立地場所にもよりますが、他都市をみますと、函館市は処分場までの搬入道路が専用道路であったり、そうすると除雪の経費自体が、函館に比べて経費の中に入ってくるだとか、そういう色々な違いは生じてまいります。

(C委員)

委託化を進めて、職員の削減をこれからも検討しますということですが、他都市では全面委託をしているところも多いですね。この全面委託ということに関しては、どのように考えていますか。

(説明者)

処分場では、来年度に、料金所の受付の確認事項は直営で行い、埋め立て業務の案内、誘導、埋め立ての覆土管理、埋め立て業務、構内整備などを委託しまして、廃棄物の確認などは直営で行う予定であります。

(E委員)

平成22年度決算のその他財源のところ約2,500万円と大きく増えているところは、事前確認でお答えしていただいたので分かるのですが、今度平成23年度予算が、5,361万円と大きくなっている部分については、どういうことでしょうか。担当課による評価の欄には、「平成23年度からの埋立業務の一部外注化など、経済性の向上を図る」ということで記載があったのですが、平成23年度予算額は、平成22年度決算からみると、大きな数字になっていますので、そのところはどうか、という趣旨です。

(説明者)

わかりました。先ほど言いました平成23年度から（オペレーター付き）重機の借上げ

を行っておりますので、その分で平成23年度の予算はまず多くなりました。なお、この平成23年度の予算と決算の数字も大きく違うのですが、これについては、場内管理ということで、大雨だとかで崩れた部分を重機で補修する作業があるのですが、当該年度はそれがそれほど出てこなかったもので、決算額が少なくなっているという次第です。

(A委員)

いや、平成22年度と平成23年度の決算の数字を見て、担当課は、平成23年度に委託をして事業費が減ったという話をしていましたよね。しかし、実際に決算を見ると増えています。どういうふうに経費を削減していったのか説明してほしいということです。

(説明者)

決算額は、予算上で重機のお金が入っています。人件費がなくなったのと、バックホウの借り上げ部分の…

(A委員)

だから、そういうふうに説明するのでは無くて、平成22年度と平成23年度で実際に使われている予算・決算が増えていますよね。平成23年度は委託をして経費を削減したということでしたが、金額増えていますよね

(説明者)

トータルのお金は減っております。

(A委員)

だからそのご説明をしていただきたいということなんですけど。

(E委員)

一般市民として数字を見たときに、平成23年度から、「経済性の向上を図るとともに、適正かつ安定した管理運営が行われている」という担当課の評価があるにも係わらず、平成21年度決算、平成22年度決算と減ってきて、平成23年度はもっと少なくなるのかなというのが市民感覚なのですが、逆にどんと大きくなっていますので、その部分はどうかかなと。

(説明者)

追加資料のほうで答えていますので、この調書には、まず重機の償却費の分の値段が入っていません。それが金額にして約700万円。それと自動車維持管理の方が概算で450万円ほど入っていますので、その両方を含めるとプラス効果になります。提出した資料を見ていただくと分かると思います。確認事項で、外部発注による経費縮減効果の認

識はどうなっているか、という質問に対して、そこは答えています。

(E委員)

ちょっとよくわかりませんが、要は、平成23年度決算の数字は、平成21年、平成22年の決算に比べたら大きいけれども、これはちゃんとした経済的な節約が図られているという、そういうことになるんですか。

(説明者)

今の件ですが、この塵芥埋立地整備費における平成23年度予算、確かに事業費としては委員ご指摘のように膨らんでおりますが、先ほどご説明したとおり、直営で、かつ直営車両を使って埋め立て業務を行っていたものを平成23年度から(オペレーター付きの)借上げに切り替えたことによって、人員削減だとか市の直営車を落としたものですから、その効果は資料でお示ししたとおり出ているわけです。ただ、平成22年度にはなくて平成23年度に行った事業もあります。例えば、侵入防止柵の改修工事、切替水路の漏水修繕工事、これらは平成21年度と平成22年度には行っていませんでしたが平成23年度に行った工事ですし、委託料でも残余容量調査業務は、これも平成22年度にやっていない単年度の委託でして、予算額トータルの増減とすれば、外注化による効果のほかにかこういった要素もあります。

なお、この重機借上げによる効果額につきましては、この塵芥埋立地整備費についてだけ限定した効果ではなく、埋立処分場そのものの維持運営費、他にも自動車維持運営費やその他諸経費等の事項がありますので、特にそういった直営車両にかかっていた経費、燃料費だとかは、自動車維持運営費でも大きく落ちておりますので、そういうものをあわせて説明させていただいたのが「処分場事業効果の検証」という表になります。従いまして、事項そのものの比較では、今言った職員と直営の車両を落として、それを借上げに変えた効果については、この塵芥埋立地整備費の決算額だけを見ても比較になりません。ほかの事業の分も入っているということです。

(E委員)

この塵芥埋立地整備費で出ている決算と、重機借上げによって出てきている効果は、別なものになるということですか。

(説明者)

別と言うか、大きくはこの塵芥埋立地整備費のなかで、元々なかった経費として平成23年度に重機借上費が支出額に新たに出たわけですが、その代わりに市の職員を削減し

たということ。それとこの事項ではなく、別の事項になるんですが、自動車維持運営費という事項がありまして、こちらで直営車両の所要経費、燃料費等のランニングコストですね、借上げすることによって市の車が動かなくなりますので、そういった部分の効果が別の事項で出ております。

(E 委員)

今は塵芥埋立地整備費の事業仕分けということでやっていますが、違う事項の分もいろいろ含めてトータルでこの数字が入っているということですね。

(説明者)

そうです。

(E 委員)

そうすると、この事業だけを仕分けしている部分においては、きちんとしたものとして捉えることは、なかなか難しいんでしょうかね。非常に大きく数字が動いていたので、なぜこんなに動くのかと思いましたが、わかりました。

(D 委員)

こちらの処分場が開設されたのは平成2年ですか。

(説明者)

平成4年です。

(D 委員)

平成4年ですか。当時の周辺環境を考えると、どんどん市街化が迫ってきて、近づいてきて、結構近くに民家が乱立するようになってきていると思いますが、どうですか、ここ数年間の間に、この事業所または立地だとか環境について、近隣もしくは市民の方から苦情などはあがってきているのでしょうか。どうでしょうか。

(説明者)

開設当時、平成4年から平成13年くらいまでは、建設廃材も入っていたことにより今の搬入量の5倍近くありましたが、平成13年度から建設廃材や産業廃棄物の一部を民間のほうに出すようになって、処分場に入る量がかなり少なくなりましたので、住民からの苦情は、当時に比べますと今ではほとんどなくなっている状況です。

(D 委員)

搬入する際には、選別ですとか、当然入口でチェックして中に入れて行くと思います。ただ、私が知る範囲では、数年前に、医療処分した血のついた針が投げられていたとい

うことで、民間のある団体から、訴訟を起こされているということを確認しておりますが、苦情はあるんですね、結局。

(説明者)

ありました。

(D委員)

あるということによろしいですね。

それと、平成36年度まで埋め立て可能だという予想ですね。私が公の事業の中でいつも不思議に思うのは、予想をよく立てるんですが、例えば水族館問題もそうでした。民間に多額の市費を払って、さいころを振っていただくようなことになっていると思うのですが、平成36年度まで埋立可能という、一つの句読点を打つ、この事業の句読点を打つプロセスというか、どのようなところにそれを判断させてきたのかということをお教えいただきたいんですが。もっと分かりやすく言うと、具体的にどなたがどのようなところにどういうふうにしたかと、それだけで結構ですので。それを教えてもらえれば。

(説明者)

函館市のほうで、一般廃棄物の処理計画を立てまして、それで処分場に入るものを規制して延命化という結論に至っています。

(D委員)

函館市が一般廃棄物の処理計画を作ったんですね。そうすると、函館市はどこにどういうデータを要求して、ここが平成36年という結論付けをしたのでしょうか。それを具体的に聞きたいですね。やはり函館市の体質というか、そういうことをどのような経緯で決めたのか、それを知りたいです。

(説明者)

平成36年頃まで使用可能ということについては、今から大分前になりますが、かつて処分場が元々平成28年度まで計画して使う予定だったものが、かつて平成15～16年の頃、産業廃棄物の搬入量が多い状況であり、このままいくと、もしかしたら平成22～23年頃には埋立が終了する恐れがあるということがありましたので、市の処理施設と日乃出の焼却工場も含めまして、どうあるべきかということをお、平成15年頃に集中的に環境部主体で庁内整理しまして、その結果、現在の七五郎沢処分場は、平成14年からの建設廃材の建設リサイクル法だとか、各種リサイクル法だとか、産業廃棄物は民間で処理するのが原則ですから、そういう民間処理施設が出来てきたことによって、七五郎沢に入れな

くてもよくなったという、そういう経過がありましたので、そういう状況を含めながら伸びた結果、平成36年度までもつということ、廃棄物の基本方針を立てたときに判断したものです。

(D委員)

わかりました。私が思ったのは、委託料の内訳資料を見ると、残余容量調査業務に360万円ほどかけていますので、こういったことを定期的にやって、それで判断をされたのだと思っていたものですから。わかりました。ありがとうございます。

あとそれとですね、その資料のすぐ上段なんですけど、処分場の一部草刈り業務と処分というのがあるんですけど、平成23年度のみ200万円ほど計上されています。平成21年度と平成22年度はゼロなのですが、これはどういうことなのでしょう。毎年定期的に行うような業務ではなく、たまたまモッサリと生えたときだけやるのでしょうか。そういうことではないのですか。

(説明者)

これは日々職員が直接行っていた業務なのですが、先ほどの重機借上げの際に人員を減じたというお話をいたしまして、それでどうしても職員で賄いきれなくなった一部について外注化したものです。だいたい30,000㎡でこれくらいの金額になっています。

(D委員)

職員で賄いきれなくなったというのは、面積が増えたからということですか。

(説明者)

いえ、それを担っていた直営の人数が4人減りましたので。

(D委員)

わかりました。あとそれとですね、私が事前確認をお願いしていた部分で、例えば、その草刈り業務を委託しているシルバー人材センターのほうには市のOBが3人いるということでした。その次に私が疑問に思ったのは、「理事会の選考を受けた」とありますが、この理事会という存在は、どのような存在なのでしょう。例えば、理事会があって、その理事会にいろいろなところに業種というか、受託先があってぶらさがっているのか、それともシルバー人材センターに理事会があるのでしょうか。これがちょっと分からないので教えていただけますか。

(説明者)

伺ったところ、シルバー人材センターの理事会で選考されたと聞いています。

(D委員)

そうすると、函館市のシルバー人材センターに理事会という一つの運営機構が備わっているということですね。ということは、シルバー人材センターの理事を生かすために市費が投入されているというふうに判断できるということですよ。

(説明者)

ただ詳細については、他の団体なので、今回はOBがいるかいないかという聞き取り調査程度しかしていませんので、詳細については分かりません。

(D委員)

そうですか、わかりました。もう一ついいですか。平成23年度の残余容量調査業務を受託した㈱ドーコンなんですが、ここにも市のOBが1名いつているということでした。それで、塵芥埋立地整備費の中の委託関係の資料を見ていきますと、委託業務名が沢山並んでいまして、例えば上からいくと、汚水処理施設清掃等業務は4社が参加した見積もり合わせで受託業者を決定されています。次の漏水検知装置保守点検整備業務は1社オンリー。次の大気中アスベスト濃度測定業務は7, 6社で見積もり合わせ。次の汚水処理施設改修計画策定業務に出てくるのが㈱ドーコンです。これは4社による指名競争入札。そして最後の残余容量調査業務を、同じく㈱ドーコンが受託した際には5社による指名競争入札で決められています。しかしどっちかという、我々がこの資料を見たときに、変な話ですよ、そこに市のOBがいることによって、例えば委託の有利性がここで働いているのではないかというようなイメージを持つわけです。だから、いっそのこと見積り合わせというのではなく、ごみを処分する業者は20社か25社いると前回の仕分けの際に聞いていましたので、ランダムにズバリ一般競争入札という形の中でやったらどうかと思います。いかがでしょうか。見積り合わせというものではなく、ずっと随意契約になっていますよね。競争していても指名です。

(説明者)

市の契約担当が財務部調度課になっています。私どもはそちらにお願いをして、そちらで業者を決定してもらっています。ですから私どもは直接担当している課ではないのですが、一応説明させていただきますと、工事等については入札で決定しておりますが、通常、業務委託の場合は、函館市の場合には見積り合わせで、何社かから見積りをお願いした中で、通常であれば一番安いところに決定するという事なんです。この場合、入札はしていないので、随意契約という言い方をしているということです。

(D委員)

そうすると何点か質問した中で、どうですかね。もう少しというか、まだまだ多方面にわたって運営経費を削減したり、手法を改善することによって、それが実現できたりという可能性は秘めていると思います。そうしますと、この調書の後ろを見たときに、5番目の担当課による検証の欄を見て、んっ、と思いました。これは評価が「現行どおり」になっていまして、全く今まで各委員のお話の中でも、私の質問からでも、当然現行どおりではないと。少なくとも「改善」だと。そうすればね、このような安易な評価、現行どおりというのは、めくら評価ではないかと言う感じがするんですけども。やはりもっと行政側は繊細になって、もっとここの評価は柔軟に、細分化して咀嚼して出してこないと、あまりにも中身と最終のこの評価が乖離しすぎているというふうに私は思います。

(B委員)

草刈り業務と残余容量調査業務は、これからも毎年予算が組まれることになるんですね。今まで22年度までは出ていませんでしたが、今後もこれは継続の予算になるということでしょうか。

(説明者)

はい、そうです。

(B委員)

私は、職員が減っているのですが、その分予算がどんどん減るのかと思えば、結局は帳尻が合うような形で事業費が増えて、予算としてはほとんど同じようになってしまっている点で、せっかく人員を削減してやっているにもかかわらず、結局委託料の方に行っているだけ、予算の配分が変わっているだけで、あまり改善をしたというふうには見られないんじゃないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

(説明者)

先ほどの回答と同じになりますが、重機の借上げに対するお金は、塵芥埋立地整備費のほかに自動車維持運営費、その他諸経費のほうなどが含まれているのと、重機の損耗は10年間で一応返すという形で資料を提出させていただいたんですけども、そちらのほうになりますので、追加資料で答えたほうの中身ということになります。

(B委員)

まあとにかくお金がかかるんだなということで驚いています。当然もっともこの

事業の中身を詳しく知らないとあまり言うこともできないんだとは思いますが、ただ数字だけ見て、21年度から24年度、大きく何か努力されているのであれば、もう少し何かあったのかなと思ったんですけど、人件費はかなり削っていますよね。だからそれはすごいことだと思いますが、結局そこでまた草刈り業務のお金を払わなければならないとか、そういうものが出てくるのであれば、人件費はあまり削らないでやれるのであれば、そちらの方がいいのかなとか、私は仕事柄そう思ったのですから、わかりました。ありがとうございます。

(C委員)

特定財源のその他は、一般廃棄物の処分手数料ですが、この一般廃棄物の処分手数料収入に関しては、法令で金額が決まっているのかということと、増やせる可能性があるのかということについて、どのように考えているかを教えてください。

(説明者)

まず一般廃棄物の収入は、処分場に直接持ち込まれる場合は、一般廃棄物100キロにつき、252円料金を徴収しています。

手数料・使用料の関係ですが、市の関係条例で料金が定まっています、改定はしばらく前からしていないのですが、当時の処理に対する原価で計算したものです。今、新たな行財政改革を進めていくという中で、今後私どもも努力していく中で、今後改定することになれば、市民のご負担をいただくということになりますから、これはこの部分だけではなく、他の使用料・手数料も含めた全体の議論の中で、どのようなご負担をいただくのかということを検討してまいりたいと考えております。

(C委員)

そうすると規則を変えれば、使用料の金額も変えられるし、今までのように経費の削減だけでなく、収入を増やすという意味でも、今までは特に具体策はなかったが、今後はより積極的に検討していきたいと考えているということによろしいですか。

(説明者)

今回の新たな行財政改革プランの原案の中でも、使用料・手数料の見直しのあり方についても1項目設けています、その中で特にどれかというものではありませんが、平成28年度までの間にどのように負担していくのか、その辺の考え方が固まって、市の関係条例を改正すると、料金は改正されるということになります。

(C委員)

ありがとうございました。

(A委員)

他の自治体の中で、産業廃棄物を処理しているのは函館市を含めて札幌市と帯広市がありますが、その他の旭川とか江別だとかについては、産業廃棄物はやっていないのでしょうか。

(説明者)

市では取り扱っていません。

(A委員)

受け入れしていないということによろしいですか。

(説明者)

はい、そうです。

(A委員)

函館市では、平成13年までやっていたということでしたが、どのくらいの量を1年間処理していたのですか。

(説明者)

処理実績は、平成4年から平成17年頃までは、産業廃棄物の方が多かったです。

(A委員)

現在、産業廃棄物を一部受け入れている理由は何かあるのでしょうか。

(説明者)

産業廃棄物の受け入れを全てストップしなかったのは、中間処理できる産業廃棄物、民間に処理施設がある部分のみ民間として出しましたので、それ以外の部分については処分場のほうで処理しています。

(A委員)

民間で受け入れられない、処理できない産業廃棄物を処理しているということですか。

(説明者)

はい。

(A委員)

それと最終処分場の埋立期限である平成36年を迎えて、もう終わりました、埋め立てられませんという話になったときに、あその場所はどうするのですか。何か市の方で公園にするとか。未計画なのかもしれませんが。

(説明者)

まだ計画はありません。

(A委員)

分譲して売のような施設にはならないのですか。

(説明者)

なっていません。

(A委員)

はい、わかりました。

(B委員)

維持管理業務の内容のところ、資源回収業務がありますが、こちらのほうは率先してただ回収するだけの業務ですか。

(説明者)

一般家庭から排出された特に金属類は、そのまま処分場に埋め立てますと容量が増えますので、直接持ってきた分は手で回収して、民間の資源回収業者へ売却しています。

(B委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

塵芥埋立地整備費では「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が3票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-8-2 汚水処理施設維持管理費についての説明

- ・資料に基づき、環境部埋立処分場から説明

■2-8-2 汚水処理施設維持管理費についての質疑

(A委員)

まずこの汚水処理施設、さきほど平成36年度に七五郎沢廃棄物最終処分場が無くなるという話がありました。無くなった後もそれは継続していかなければならないものなのか、何か他のものになるのか教えてください。

(説明者)

汚水処理施設については、埋め立て終了後も、埋め立てされた部分のごみの浄化、無害化の部分の経過、生活環境への影響等を水質等で確認しなければなりませんので、埋め立て処分場の廃止後も、ある一定の期間、継続稼働させていくということになります。

(A委員)

平成36年で七五郎沢が終わった後も、しばらく継続していく事業だということを前提に、この仕分けを進めたほうが良いということですね。

(説明者)

そういう形になります

(A委員)

わかりました。その方式でいくとどうしても放流するので、無毒化しなければならないと思うのですが、無放流式に転換するときというのは、どれくらいの事業費がかかるのですか。無放流でやっている他都市もありますよね。あと、無放流ということは、溜まったものを煮るか何かして蒸発させる方式ですか。

(説明者)

無放流式について聞いた部分でお答えします。まず無放流式をやっている市は帯広市があります。帯広市の汚水施設の無放流式が何かといいますと、まず施設自体に屋根が付いています。平屋建ての97m×312mの面積なんですけれども、そこにごみを埋め立てた場合、スプレーガンで水をかけていく施設になっています。そのかけられた水は、1回、集水ピットといいまして水はその1か所に集まってくるわけですが、その集まった水が目の細かい膜で不純物を取り除かれまして、それで再度かける水に利用しているという施設になります。多少は蒸発だとかでなくなる部分は、井戸水でかけているというやり方でした。

(A委員)

そうなりますと、函館市の施設を無放流式に転換することはできないのですか。

(説明者)

埋立処分場自体、汚水処理の発生量については、日々の雨や雪の降雨量に左右される形になります。無放流式に転換する場合は、現行の処分場に全面屋根をかけることにならないと難しいと思います。

(A委員)

はい、わかりました。

(C委員)

道内他都市の追加資料に、維持管理費の数字のほかに埋立地面積、汚水処理水量の数字が出ていまして、維持管理費をこの数字で割ると結果が同じで、安いのが函館市、釧路市、北見市、高いのが旭川市、江別市、苫小牧市とはっきり分かれています。どのような事が考えられますか。

(説明者)

まず処理水の単価の比較になるかと思います。旭川市と江別市は、わり返すと函館市が182円に対しまして、旭川市が944円、江別市が884円となっています。処理水量は、旭川市の場合を例として挙げますと、函館市の253,097m³に対して、119,923m³で処理水量は函館の処理の半分以下の量ですが、維持管理経費については、函館市46,078千円に対して113,168千円で、旭川市は維持管理に関する経費が2.5倍かかっているような状況で、こういう部分が要因になっているのかと思います。江別市は、函館市253,097m³に対して32,010m³で、処理水量の函館の12%ですが、維持管理費は函館市46,078千円に対して28,286千円ということで函館の61%の経費ということで、処理している水量の割には経費がかかっているというものが雑駁な分析になるかと思います。

(C委員)

それは見ればわかるんです。そういうふうになっているのは、函館が優れているだけか、やり方が～式ですとか、そういうことを聞いたかったですけれども。

(説明者)

旭川市と比較すると、函館市は生物処理になっていますので、薬品をそれほど使いません、旭川市は凝集沈殿ということで処理方法が違いますので、薬品費がかなり多い結果となっている資料はいただいています。江別市も機械の整備関係ですが、処理の能力に対して維持管理費がかかっているということは、整備関係の方でかかっていると聞いて

ています。それでたぶん中身が違うのではないかと思います。処理規模により m³の単価で変わりますので、函館市は処理量が多いのと、札幌市も多いですので、その辺で函館市の方が安くなっているということになります。

(C委員)

はい、それとですね、委託費の内訳で、委託費の大部分を占めている維持管理業務の受託者は、(株)亀田清掃さんですが、こちらのほうの過去5年間の金額が同じです。過去10年間のリストを見ても受託者は同じ亀田清掃です。委託料のほうも10年前から変わっていないのですか。

(説明者)

委託料は、日本下水道協会が出している下水道施設維持管理積算要領等に基づいて設計して、それで亀田清掃に見積もり合わせで落ちています。業務内容は、ほとんど変わらないので、料金もほとんど変わっていません。

(C委員)

業務内容が変わっていないから、ということですが、別に同じでなければいけないということではないですよ。

(説明者)

一応、基準にのっとりまして、積算しております。

(C委員)

わかりました。

(E委員)

この汚水処理施設維持管理費においては、各種業務を色々な所に委託されているのですが、最終的にはこの汚水を廃棄物処理法の基準に適合した水質にするというところで、きちんと安全が保たれているかどうかというのをきちんと管理するうえで、どういった検分というか、水質が適切なものになっているかどうか、委託ですから業者に任せてはいるんですが、最終的に担当課としてどういった検査をするのでしょうか。何もしないで、ずっと任せているのか、それとも何年に一回は最終検査をするかどうか。委託先もあまり変わっていませんし、金額もそうなんですけど、その水質が妥当なのかどうかの検査関係については、どうですか。

(説明者)

水質は項目によって違いますが、構造基準の方の水質をまず行っています。これは市

でチェックして、報告を受けてやっています、適正に運営しているかどうかというのは、薬品等の管理は処分場の方でしています。

(E 委員)

その辺の薬品の管理自体も委託先が常にしているのですか。

(説明者)

薬品は市で購入し、適正な量を使っているか、市で確認しています。

(E 委員)

分かりました。水質検査はどうですか。

(説明者)

水質検査は、委託先の中で水質検査をし、報告を受けています。委託の結果自体は市のホームページに載せていますが、今まで異常なくやっております。

(D 委員)

委託業務についての資料を見ますと、大きく保守点検業務と維持管理業務、こういうふうに分けられると思います。維持管理業務以外の保守点検業務などについては、概ね年間10万円前後になっていますが、これってあれですか、例えばこの委託先はさらに専門知識を有した専門業者と業務内容を連結して行っていると思うんですがどうでしょう。内容的に科学的な専門分野に入ってきて、社員のスキルでは賄いきれない部分は社外に外注していると思いますが、この辺はいかがでしょうか。確かに契約は記載の受託者なんだろうけど、実際にやっているのは、やはり専門的なところに振っているというふうに考えられるんですが、これはどのような感じなのでしょう

(説明者)

一つずつ説明させていただきます。浄化槽の方は、浄化槽法第10条に定められた、浄化槽保守点検に則りまして、資格を持っている業者を選定しています。

(D 委員)

そうすると、これらの皆さんは、会社の中で資格を有しているということよろしいですか。

(進行役)

再委託はしていないということですね。

(説明者)

はい、再委託はしていません。次に自家用電気工作物についても、電気事業法に基づ

いて資格を持っている業者に委託しています。

(D委員)

わかりました。BODが20mg以下、SSが10mg以下というのは、これは素晴らしいことだと思います。これで市民の安全が担保されているということ、非常に実感として受けました。これはとても素晴らしいことだと思います。

あと、費用の内訳資料を見ると、灯油の購入費が、平成22年度約200万円、平成23年度約164万円、これは灯油の購入としては大きいのかなと思いますが、この購入の単価を決定するという事は、普通民間企業では考えると思うんですね、発注前に当然、安いところに発注するというのはセオリーですが、灯油の購入の単価を決める、業者を決めるといった方がいいかもしれませんが、これはどのようにされているのでしょうか。

(説明者)

購入に係る部分については、市役所の中では調度課で全部単価や業者を決めております。

(D委員)

なるほどね。

(説明者)

それに基づいて購入するということになります。

(D委員)

それでは、これ以上は説明を受けられないということで、わかりました。

(B委員)

平成24年度の予算で、職員の人工が0.8でこれまでと変わっていないのに、人件費の額が減っていますがこの理由は何ですか。

(説明者)

これは、今年の1月から職員平均で5.5%の給与の独自削減を行っており、この影響になります。

(B委員)

わかりました。それとですね、他の委員も指摘されていましたが、維持管理業務の委託料が約1,800万円ですと一緒なのですが、この積算の見直しは今後あるのでしょうか。時代も変わっていますし、職員の人数も変わってきていると思いますので、そういった点で、積算を見直す予定はありますか。

(説明者)

積算は、先ほど説明したとおり、下水道施設維持管理積算要領等に基づいて積算しておりますが、今指摘がありましたとおり、これからは考えていきたいと思っております。

(B委員)

わかりました。ありがとうございます。

(A委員)

今、B委員も指摘されていましたが、この維持管理業務について、(株)亀田清掃さんの約1,800万円、1社随契になっています。これはどのような理由でそうされているのでしょうか。

(説明者)

亀田清掃に随意契約したのは、し尿減車による平成4年からの代替補償ということで、(株)亀田清掃に随意契約しています。

(進行役)

もう少し分かりやすくお願いします。

(説明者)

公共下水道の整備に伴って、し尿の収集の業務自体が先細りになってきました。法律に基づき、代替業務ということで、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」という法律があり、その法律に基づき、し尿の収集に係る代替業務ということで、庁内的にし尿の収集の減車に伴う代替業務検討委員会の承認を得て、随意契約で業務を発注しています。

(A委員)

ということは、必ず亀田清掃さんオンリーということになるんですか。それとも競争の原理を働かせて、一般競争入札にすると当然金額が下がってきますよね。そういうことはできないという判断でよろしいですか。

(説明者)

この部分については、減車対象の会社自体が、当時は函館環境衛生と亀田清掃の2社が減車対象となっていて、そのうち汚水処理施設に関する代替業務を亀田清掃に随意契約で発注するというのを、委員会で承認を得ております。

(A委員)

すいません、失礼かと思いますが、奥歯にものが挟まっているような言い方はやめて

いただきたいんですよ。一般競争入札にできるか、それとも随意契約でいかなければならない理由があるか、それだけお答えください。

(説明者)

この部分は、随意契約でいかにざるを得ないというかたちになります。

(A委員)

随意契約100%ということではいかなければならないということですね。わかりました。

(D委員)

随意契約でなければならぬということ、頑なに形を作っておられますが、もっと柔軟に考えたときに、今、入札資格というところに行くと思います。さきほど各社がライセンスを保持していると。ライセンスを内包している会社であれば、入札に当然参加できるということになると思います。これを随意契約でなければならぬ理由は何かあるのでしょうか。どうしても函館市民負担を下げるために行わなければならないということであれば、当然、競争の原理ということになると思うんです。

(説明者)

今、汚水処理施設の維持管理業務が随意契約で1社でずっと来ているというお話です。少し補足しながら説明しますと、下水道の普及に伴って、函館市ではかつて、し尿収集車が市直営と民間合わせて40数台でしたが、現在は合併地域も含めて14台と大きく減ってきています。これは全国的に下水道が普及したということもあり、先ほど申し上げた特別措置法が制定され、こうしたし尿収集をしている会社の廃業や転業があつて、社会的影響が大きいということなので、これを適正なし尿収集業務を継続させるために、代替業務を与えて、支援していくという趣旨の法律が昭和50年に制定されました。これに基づきまして、函館市の場合は昭和の本当に最後の方から下水道の水洗化が進んでまいりましたが、こういう中であつてですね、この汚水処理施設が平成4年に供用することになったということで、このし尿収集の減車対象に亀田清掃も入っていたということなので、この減車の見返りとして、この法律の趣旨に基づいて、平成4年からこの維持管理業務を委託したという経緯があります。従って、今後は、当面、この考え方を尊重して、随意契約で契約をしてまいりたいと考えています。

(D委員)

説明ありがとうございます。私の手元にあるのは、平成19年度の包括外部監査報告書なんです。これは函館市が会計の専門家である公認会計士の鎌田会計士に多額の費用を

投じて、原理の真相、公の経理の真相を調査していただいた成果なんです。今、所管部局はまず法律があると。法律があるので、それに基づいて実行したというお話です。それも確かに分かります。しかしながら、この全国に1,712ある地方自治体が、それぞれ様々な問題を抱えており、その問題をクリアするために市民の税金を投入してこういう監査を受けている。その中身をみますと、函館市の場合はここが驚く結果になっています。よく広報紙などでは、プラス10億円の黒字とっておりますが、実はこの函館市は連結ベースで100億円の毎年マイナスを蓄積していると。これが実状だと思うんです。そうしますと先ほど説明された、法律があるからこれをまずそのまま鵜呑みにして実施してしまっているというのは、市民の懐からいうと、私としてはナンセンス極まりない。こういう現状、連結ベースで100億円も毎年積み上がっている財務状況について、法律というのを二番煎じに置いて、実情を一番煎じに置くと、置き直すという考え方を、民間もそうですし、公の皆さんもそのような感じで意識を改革していく。それはこの函館市にとっては、長く市民もそうですし、公務員の方もそうですし、長く安定した生活を継続していくための一つのスパイスだと思います、まずそういう点で、法律ありきではなくて、現状ありきといったところで、考え方を方向転換していただきたいというふうに考えています。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

汚水処理施設維持管理費では「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が3票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-8-3 施設管理費についての説明

- ・資料に基づき、環境部埋立処分場から説明

■2-8-3 施設管理費についての質疑

(A委員)

まず調書についてですが、事業開始年度が昭和9年となっていますが。

(説明者)

平成9年の間違いです、申し訳ございません。

(A委員)

リサイクルセンターは七五郎沢の下だと思えます。なぜここに建てたのでしょうか。立地条件からすると、もっと市内にあった方がいいのかなと感じたんですが、何か経緯があるのでしょか。

(説明者)

経緯については私もよく分かりませんが、立地条件としては、埋立処分場の傍にあることの方が、維持管理上、ベターだということです。残渣も発生しますので、その処分だとかを考慮すると埋立処分場内にあった方が管理しやすいということです

(A委員)

なるほど、わかりました。

(C委員)

調書の概算総事業費の人員費のところ、平成21年度の職員数は9人、平成22年度は職員8人と臨時職員1人、平成23年度は同じで、平成24年度は職員7人の臨時2人と、職員数はだんだんと減ってきております。これは職員の退職に伴ってということでしょうか。

(説明者)

退職者がそのまま臨時職員として残りました。

(C委員)

はい、わかりました。それから道内他都市の状況ですが、維持管理費と人員費を足して、処理量で割ってみますと、一番安いのは、釧路市、室蘭市、函館市、江別市という形になっています。これは直営人員費の部分があるからそうになっているのか。それとも別に何か背景が考えられますか。

(説明者)

他都市の部分ですが、函館市と同じように中間処理をして、さらにリフォームをやっているとは限りません。いろいろな管理の形態があるので、そこの部分での違いかと思

います。

(C委員)

やり方の違いということですか。

(説明者)

はい。

(C委員)

それとリフォーム関連施設について、売却金額は、搬入処理量で割っても函館市の成績が一番いい。リフォーム販売を行っている市が少なく、無償譲渡も金額が小さいところもありますが、苫小牧市が高いですね。苫小牧市と取り組み方などの違いはありますか。

(説明者)

苫小牧市との違いですか。

(C委員)

苫小牧市との違いだけではなくてもいいんですけども、売却の方の評価というか、部局としてどのように考えていますか。

(説明者)

苫小牧市の場合、自転車の再生数は函館と同じくらいですが、家具類が1,000台以上売却しています。市民から不要になったものを引き取り、再生して売却している、その台数が多いので、金額的に苫小牧の場合は多くなっています。

(C委員)

函館の場合は、その辺りの取り組みはどうなっているのでしょうか。

(説明者)

函館市の場合は、一回、埋立処分場へ搬入されるものの中から程度のいいものを選んで、リサイクルセンターに持ってきて修理し売却していますので、件数が少ないということ。大体、100件くらいです。

(C委員)

今後は、それを拡大するような方向なのでしょうか。

(説明者)

程度のいいものが入ってくれば、再生台数も増えると思いますが、修復が難しいものが多ければ、これ以上増やすことはできないと思います。

(E委員)

事業費の予算を見ると、平成22年度、23年度、24年度と金額があがっています。その辺りの理由についてお答え願います。

(説明者)

事業費が上がっている理由は、工事請負費の増加によるものです。処理機器の整備、代替工事に係る工事請負費の増加が主な内容になります。

(E委員)

はい、とりあえずわかりました。

(D委員)

私の方から、当事業についての感想と要望の二点を話させていただきます。昨今は、物流が非常に多様化していて、いろいろなものが市場に出まって、それを廃棄すると。ごみも多様化していて、その分別事業も非常に必要不可欠な部分だと感じています。まさに時代にマッチした施設であり、これは無くてはならない施設だと思います。その中で素晴らしいなと思ったことは、環境部でありながら福祉課のような考え方、ノーマライゼーションということをお持ちですよね。身障者が日常生活を営めるよう少しでも市費で応援をしていくということは、この事業のまた素敵どころだなと私は思いました。それと意見ですが、委託先に市のOBが存在しているかという事前確認の質問に対して、具体的にお答えされています。(株)亀田清掃さんに市のOBが1名いらっしゃる、またシルバー人材センターにも市のOBが3人いらっしゃるということでした。我々がなぜこの事業仕分けをやっているかといいますと、こういった事業費を少しでも削減して、函館市民の負担を軽減させると、そういうことを目的にやっている訳ですが、この市のOBがそのまま委託先の事業にわたっているというイメージを持つのです。これは本当に先ほども話しましたが、包括外部監査でも、毎年連結ベースで100億円の赤字が毎年加算されている、このまちにとっては、シビアに見定めて、こういうところは、実際そうでなくても、函館市民がそういう懸念を抱くような紛らわしい行為は、今後どんどん慎んでいただきたいと思います。以上です。

(B委員)

ガラス運搬業務委託は平成21年度までで、平成22年度からはなくなっているのですが、これはどういう理由でしょうか。

(説明者)

平成21年度までは、ガラスはセメント工場にセメントの原材料として売却できましたが、平成22年度からは逆に有償で処理されるということになりましたので、セメント工場には持っていかないで、埋立処分場内で破碎したガラスを路盤改良とか、そういうものに使うようにしました。そのために委託が無くなったということです。

(B委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(A委員)

資料の見方についての確認です。「売却収入等実績の推移」がありますが、リフォーム自転車の数量の単位は、「件」ですか、「トン」ですか。

(説明者)

「件」です。

(A委員)

平成21年度の廃自転車は何ですか。「トン」ですか。「件」ということはありませんよね。134.78件はないですよね。

(説明者)

「トン」です。

(A委員)

「トン」ということになれば、ものすごく大きい数字になると思います。こんなに廃自転車が集まるのでしょうか。1台だいたい15キロぐらいですから、1万台くらい廃自転車があったということになりますか。

(説明者)

不法投棄された自転車だとか、粗大ごみとして出された自転車で、全然再生できないような自転車が、粗大で搬入されますので、そういうのは再生できませんが、多少安くても売れるものですから。

(A委員)

売却しているのですか。

(説明者)

売却しています。

(A委員)

そうすると、1台当たり20円とか30円とかですか。

(説明者)

1キロ10円くらいです。

(A委員)

わかりました。リフォーム自転車は市民に売っているのですよね。平成23年度は143台で342,000円なので1台あたり2,300円くらいですね。

(説明者)

はい、そうです。

(A委員)

わかりました。

(D委員)

七五郎沢の廃棄物最終処分場はいつまで使えるのか、平成36年くらいまで使えるというお話の後で、この事業仕分けに入りまして、施設の地図を見るとすぐ脇にあるんですね。次期廃棄物処分場の位置関係というのは、当然、こういったことも考えますと、今の処分場の傍に、ということになるんですか。

(説明者)

それはこれから検討するという事になっておりまして、午前中の事業仕分けの中でもご説明しましたが、今検討を始めているということですので、七五郎沢の処分場は平成36年度くらいまで埋め立てが可能で、それ以降どうするか、清掃工場との関係もございます。現在のごみの分別方法にしても、函館市は割と少ないと思っています。可燃、不燃、プラスチック容器包装、缶・ビン・ペットボトル、粗大ごみと5つの区分しかありません。お隣の市は11区分です。こういう区分から、どのような処理形態がいいのか、工場も今燃焼方式で様々なものがあります。

(D委員)

電気で一気に焼き切って、鉄でも何でもとか…

(説明者)

おっしゃられているのは、いわゆる溶融炉といいまして、溶鉱炉のように溶かしてしまいうものもあります。日之出の清掃工場のようにごみのカロリーだけで燃やして灰を出すものもあります。これが大体12～13%の灰が出ますので、これを埋め立てるとすれば相当な量になりますので、それなりの施設が必要だとか、そういうことも含めて、今後市にとって、環境負荷も含めて、どのような分別区分が必要なのか、そういったことを

検討していかなければならないと考えております。

(D委員)

平成36年度までまだ時間もありますし、新しい仕組みも出てくると思いますしね。

(説明者)

その間に、リサイクルセンターの立地も含めて、どういうあり方がいいのか、総合的に検討していかなければならないと思っております。

(D委員)

それまでには、委託先から市のOBも無くしてもらいたいものです。

(A委員)

以前の事業仕分けで、資源回収促進費がありました。確か、ほぼ段ボールが多かったように思いますが、ペットボトルの回収も入っていたでしょうか。

(説明者)

ペットボトルはありません。缶とビンになります。

(A委員)

それはこちらに持ってくるのでしょうか。

(説明者)

こちらには入ってきません。

(A委員)

そうですか、わかりました。

(C委員)

先ほどD委員から質問があったと思いますけれども、障がい者の就労機会の拡大のために、単純な軽作業なので、そちらの団体へ委託しているということで、私も非常にいい考え方だと思います。ただ、本当にそのとおりになっているのかどうか、そちらの団体に委託料に支払って、それがちゃんと働いている障がい者の方の収入の拡大に結びついているか、目的が達成されているかということについて、何らかの確認はされているのでしょうか。

(説明者)

障がい者の7団体で構成する運営協力会へ委託していますが、委託の費用の内訳としまして、民間の企業のように、儲けを見込んでいない委託なので、いわゆる人件費、働いている人にその分がいくような形で構成されていますので、そういう面では、働いて

いる人にその分を支払っているものと言えると思います。

(C委員)

いや、私もそうだと思うんですけども、何かそれを確認とかされているんですかということですか。

(説明者)

決算書も確認をしています。

(C委員)

では、人件費としてそれが支出されているというところまでは、確認されているということでしょうか。

(説明者)

はい。わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

施設管理費では「実施内容や手法の改善」が4票、「現行どおり」が1票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-8-4 非常食・応急救護用資材購入費についての説明

- ・資料に基づき、総務部総務課から説明

■2-8-4 非常食・応急救護用資材購入費についての質疑

(A委員)

災害時においてどれくらい必要かということ、我々もその中でムダを追求していくことはすごく難しいことといたしますか、ムダだと思うことが実は必要だったということもあると思うんですが、その中で、食料品の提供に関して、賞味期限の終わったものは

どのように処理されているのか。また、食品小売業者さんをお願いしている食べ物の種類を教えてくださいたいと思います。

(説明者)

まず一点目の消費期限の切れた対応については、概ね5年サイクルで、賞味期限が5年のものを今使用していますので、5年目の年になりましたら、概ね半年くらい経過した後、町会で行われる防災訓練に提供したり、9月1日に総合防災訓練を市で行いますので、その参加者に配布をして還元をしているという状況です。それでも余るという状況になりますので、それらについては、出前講座などでも色々使いますが、1月17日から21日までの間、阪神・淡路大震災を契機に実施している「防災とボランティアの日」というのがあり、市役所の1階ホールでイベントを、パネル展示や非常食の展示などする機会がありますので、その時に、ほぼその全量を配布して、市民の皆様のほうに還元しているという状況です。

(A委員)

これはいずれも無償ですか。

(説明者)

無償です。

(A委員)

それと市が食品小売業者さんと提携している部分について、飲料メーカーさんは大体分かるのでいいですが、食料品の提供については別に賞味期限があるようなものというのではなくて、製造されている中で、ということになりますか。

(説明者)

そうです。

(A委員)

はい、わかりました。

(C委員)

他都市の状況なんですが、函館市は、想定避難者数29,000人、備蓄目標2食分で58,000食となっています。58,000食を人口で割ると20%くらいになりますが、旭川市6.6%、釧路市8%、札幌市11%ですので、函館市は断トツに多いのですが、どのように考えていますか。

(説明者)

他都市との比較ということで、当市の場合は、起きうる最大の地震を想定して避難者数29,000人としておりますけれども、それぞれの都市ごとに想定している災害、地震の内容は違いますので、それぞれ人口比ということに対して、なかなか比較できない部分もございます。

(C委員)

では特に比較して決めているということではなく、函館市独自でこれくらい必要だと考えているということですね。

(説明者)

はい、そうです。

(C委員)

それとですね、他都市の状況についての資料なんですが、調書に添付している災害備蓄購入計画のような、ここまでのものは出していないのかもしれませんが、それにしても事業費というか金額的なものが何も入っていません。ムダを削減して財政を健全化させるために事業仕分けをしているんですが、そういった金額的なものがないと、評論家的に意見を言っても仕方がないので、事業費の総額ぐらいはわかりませんか。

(説明者)

申し訳ありません。書類提出が間に合わなかったもので、総額については確認をいたしております。確認の結果、総額については、札幌市は総予算が1,500万円、旭川市は280万円、釧路市は260万円、函館市は先ほどのとおりです。

(C委員)

はい、ありがとうございました。

(E委員)

今までの、阪神から始まって東日本に係わる地震を見たときに、それから色々な面で見直しをかけてくださったということは、市民としても非常にありがたいわけです。粉ミルクだとか備蓄の品目も増えましたし、柔らかいパンになったのも、お年寄りにはとってもいいことだと思います。ただ、使われなければというか、どうしても賞味期限内に消費しなければならないということで、先ほど出前講座や市役所の1階ホールでの配布ということもありました。例えば、色々な備蓄品を補充するときに、5年間で賞味期限が終わるとか、あと1年間で終わるとか、色々あると思いますが、どのように入れ替えていくのですか。少しずつ入れ替えていくのですか、それとも一気に5年分、同じ

日付のものを入れているのですか。

(説明者)

基本的な考えといたしましては、賞味期限そのものは5年間ですので、5年間を平準化したもので、要するに29,000食の5分の1ずつ5年サイクルの形で備蓄をして、賞味期限が終わる年になったら、同じ数だけ、また皆さんに還元していくという形でやっております。

(E委員)

わかりました。それで発電機なども増えているんですが、ガソリンとか石油については、何かあったとき、こちらの協定のところと即、連携ができるということになっているんですか。

(説明者)

様々な業種の団体と協定を結んでいただいております。その中で、石油関連についても、石油業協会と、災害が発生してそういう事象が発生した場合には、他に優先して、避難所であるとか市の災害対策の車両であるとか、そういうものへの給油をしていただくということで、協定を締結しております。

(E委員)

はい、わかりました。

(D委員)

本当に災害という不定期で不確実なところを担当している所管部局さんは、非常に大変だと思います。ある意味想定の中でね、そういうことをやられていると思いますが、その「想定」についての質問です。函館市地域防災計画、この防災計画の範囲というものを教えてもらえますか。例えば、津波であれば西部方面はこの辺で、奥はこの辺までですとか、そういうのが無くてですね、こういう物品の納入とか、数量だとかを決めているのかという、そういう質問なんです。

それとですね、函館市として一番危惧する災害は何だとお考えですか。

(説明者)

防災計画の方は、市域で起きる最大の地震ということで、平成9年に想定しています。今現在、6月28日に北海道から最大クラスの津波予測ということが発表されましたので、市としては今の津波対策が防災対策の最も重要な事項だと認識しています。

(D委員)

そうですか。

(説明者)

補足します。今備蓄品に関する数字は29,000人が被災するということがベースになっておりまして、これについては、直下型の地震による被害想定になっています。

(D委員)

地震で29,000人、この数字の論拠はどこから出たのでしょうか。

(説明者)

これは平成9年度に、函館市がコンサル会社に…。

(D委員)

コンサル会社…。それはどこでしょうか。

(説明者)

ドーコンです。

(D委員)

この会社は、何を論拠に29,000人をはじき出したのでしょうか。それを市民に説明していただきたいと思います。

また、ドーコンにはいくらのコンサル費用をお支払いされたのか、それとドーコンを選定した理由について教えてください。

論拠がなければ…、あるとは思いますが、29,000人でも、10,000人でもいいわけですよ。明確な回答を期待します。

(説明者)

ちょっとお待ちください。

(D委員)

もし、お時間がかかるようであれば、後でも構いませんので。

(進行役)

それでは、次の委員のご質問を先に行わせていただきます。

(B委員)

東日本大震災から、市の考え方等変わった点も色々あると思います。例えば、組み立て式パーティションが170式必要だとか、非常用照明だとかも新しいものですよ。ある程度のは買われているんだと思いますが、災害が明日起きたとしたら、こういうのって間に合いませんよね。その辺りはどのように考えていますか。

(説明者)

備蓄品の計画ですが、確かに必要な数だけ備蓄するというのは基本です。ただ、備蓄品そのものを一気に購入するには予算的な問題もあります。災害はいつ来るかわかりませんので、その辺については懸念するところではありますが、当面は、長期間での計画をしていきながら、先ほど申し上げました協定を結んでいる事業者と連携を深めてやっているという状況です。

(B委員)

非常用照明だとかは賞味期限などはありませんが、どのように考えているか。

(説明者)

資機材については、消費期限はありませんので、整備をしていけば使えるようになります。そちらについては、一旦備蓄をすれば、そのまま備蓄品として使えますので、そこは廃棄するというものではありません。

(B委員)

今後の考えとして、パーティーションを来年から多く買うとか、そういう予算の取り方などは考えていないのですか。

(説明者)

そこは色々と備蓄品の状況や予算の状況も含めまして、年度ごとに調整を図っています。例えば、今は非常食を優先するけれども、それが終わったら非常用照明、次はパーティーション、というように優先順位をつけて、それぞれ一定の定数で備蓄はしていますが、その前後については予算の中で勘案しております。

(B委員)

はい、わかりました。

(A委員)

あまり壊れないとされているような、例えば可搬型発電機については、平成25年度に備蓄目標達成と書かれていますが、この後、何も経費がかからないというわけではないですね。いざ使う時に、エンジンがかからなければどうしようもありません。年間整備ということで、経費はかかってきませんか。

(説明者)

資機材の点検ということにつきましては、年に一度、備蓄品の供給をするときに行い、そこで確認しております。それと小学校を基本としている拠点避難所などでイベントが

ある場合にも、そういった資機材の活用も認めておりますので、災害備蓄品ということで普段から使わないのではなく、そういう活用についても促しているという状況です。

(A委員)

では、発電機としては、普通に使っていただいても構わないと。それで実際、災害があったときには避難所用として使われるということで、やられていると。

(説明者)

はい。

(A委員)

例えば、発電機や非常用照明などを所有している会社、事業所というのは結構あると思うんですが、災害の時にはそういった資機材をうまくお貸しいただけるような、そういった相談などはされているのですか。

(説明者)

非常用照明や発電機の話ですが、リース会社さんとはお話をして、どうかということはありませんでしたが、そこら辺での進展はなく、具体的なお話はしておりません。

(A委員)

というのは、災害があったときにお貸し願えるか願えないかによって、リース会社さんもお話が進まないことには、たぶん貸せませんとはいえないとは思いますが、おそらくこの金額の兼ね合いでお話が無くなったとかいうわけではありませんよね。

(説明者)

ないです。

(A委員)

はい、わかりました。

(D委員)

今、資機材の点検についての話がありました。年に1回やられているということですが、点検の報告・成果はどのように把握されていますか。

(説明者)

職員が備蓄品の交換など行いますが、その時にエンジンをかけるだけということで、特にそこまでのことはしておりません。

(D委員)

そうですね。例えば変な話ですけれども、食品が入っていますので、ネズミが食べて

いたとか、カビが生えていたとか、全然使えなかつたとか、考えられることだと思うんですね。従って、チェックした人間に対して一番大事なことは、まず報告書を出させるだと思います。その報告書には、証印が必ず収まっていることが非常に大切だと思います。できれば写真など添付してファイリングすることは非常に大事なことです。これは極端な話、一日の備蓄量ですが、病弱の人間にとっては生死にかかわるような内容になりますので、その辺はしっかりと実行していただきたいと思います。

(説明者)

非常食の保管については、今おっしゃられたような懸念もありますので、備蓄する容器については缶を使用しています。それで、保管については学校にお願いしており、特に保管場所は空き教室を利用しているといった関係もございまして、教室が変わることも多いということで、その時に点検もお願いしているという状況なんですけど、ただ、先ほど申しましたように缶というのが中身に対して一つの保護になると考えておりますので、缶の腐食というところまでは確認できていませんが、対応としてはそのようにやっております。

(D委員)

それと、いざとなったとき、例えば今回の東北の大震災のような津波を受けたとき、ライフラインで交通通路の問題がありますよね。これが遮断されてしまうと、物品はなかなか移動することが難しくなってくると思いますが、その辺はいかがですか。

(説明者)

物品が、今言われたような交通の遮断とかで、思うところに行かないという状況は恐らく起こりえることですので、それで基本的に備蓄品は6地区に分散して保管しているという状況です。

(D委員)

素人なりに考えることなんですけど、今6か所に分散して分けていますということでしたが、それはやめて、例えば自衛隊の倉庫を備蓄庫としてきちんと借りてその中に納めておいて、いざというときには自衛隊が上から箱ごと落とすというような関係プレーがもうこの計画の中に表れていないと、失敗すると思いますがいかがですか。

(説明者)

今のご提言については、手段の一つとして私どもも考えています。ただ、災害の状況に応じて、ヘリが飛べないとか、いろいろな条件もありますので、避難者の救出も含

めて、その辺はあくまでも手段の一つということで考えています。

(D委員)

ヘリが飛べない、強風だとか。なるほどね、わかりました。

(説明者)

旭川市は1か所の備蓄倉庫に全物品をストックしているそうですが、備蓄倉庫が破たんした時、崩れたときなどのことを考えますと…

(D委員)

備蓄倉庫が破綻する、それがつぶれるとなったら、普通、学校も持たないんじゃないですか、逆に。一蓮托生で食べられないということに結果になるのではないのでしょうか。どうですか。

(説明者)

1か所に集中すると、災害はどのようなものが来るか分かりません。想定以外のものもあるかもしれませんので、多岐に対応できるよう分散しているというようにご理解いただきたいと思います。

(D委員)

そこが難しいところではあると思いますが、今考えられる最善の策をとられているということですね。

(説明者)

はい。

(D委員)

空がだめなら、海を使うとか。函館は三方が海に囲まれていますので。様々な他都市との連携などもありますよね。わかりました。

(説明者)

先ほどの質問に対する回答です。ドーコンへのコンサル業務委託については、競争入札による選定を行っております。その入札の際に、どういった方々ができるのかということについては、被害想定、広範囲にわたる調査、解析ができるものということで、地震、地質、地盤、地形、建築について、建物等の被害もありますので、そこら辺を総合的に調査、解析できるという事業者の中で入札を行いました。その時の委託料は、消費税を含めて16,275,000円になっています。

先ほど言われました、どういった内容の被害想定ということでは、直下型地震という

ものが函館市では最大の被害と考えておりまして、この委託では函館平野西縁断層帯という活断層を指定しております。この活断層については、北海道で調査しておりますが、その報告書をもとに函館市内においてどういう被害があるのかという想定をしていただく委託になっています。

(D委員)

その29,000人の数字の根拠は何ですか。

(説明者)

この委託の中で、その断層がまず動き、ずれたときに、どういった揺れが生じるか、函館市の地質、地形をもとに全て検討しています。函館市においてどういった都市が形成されているか、住宅等、建物の建築状況、ライフライン等色々なものがあります。それらを各町ごとにどういう人口、世帯がいるかなど、全てデータにしまして、その中で、どの地域がどれだけ揺れる、どれだけ家屋が倒壊する、そうしたら避難しなければならない、というものを積み上げたものが29,000人という数字になっています。

(D委員)

道路の決壊とかはどうですか。がれきが落ちて通れない、どこの地域が一番渋滞するだとか調べていますか。

(説明者)

渋滞ですか。

(D委員)

渋滞で物資を運べない状態になりますと。そうすると避難した人間がね、このあたりに、大体これくらい固まって、物資が運べないというような想定に当然なりますよね。委託先はそこまでみているのですか。今聞いた話では、市費が1,627万円も投入されています。学術的な論拠のために。よくあるムダ遣いですよ、これは。一番大事なのは、その物資が避難者にどのように届けられるか、ライフラインが途絶えたら、物が行かないじゃないですか。委託先は、どこのラインをどういうふうに通って、ふさがったときにはどうするだとか、ちゃんとそういう計画を立てたんですか。

(説明者)

それについては、まず緊急輸送路というのが北海道から示されています。市内の全ての道路ではありません。広幅員の一般的に国道だとか道道だとか、市でも幹線的な都市計画道路等がその代表になります。その道路について、先ほど言いました建物などが倒

れた場合と、この被害が起こった場合に通れるのかどうかという判定、それが通れなかった場合、う回路がどうなっているのか、というようなことは委託の中でやっております。

(D委員)

ですから先ほど私が言ったように、1,620万円もかけるのなら、こういう想定をやめて、いざとなったら空から運ぶとか、海から運ぶとか、そういうラインをしっかりね、函館市が考えるべきなんです。だって想定できないでしょ。国道だって、見ましたか東北。1か月半くらいで復旧しましたが、あれだって1か月半かかっているんですよ。函館市だって、海から瓦礫が来てですよ、建物倒壊してですよ、さあ何とか土建さんも通れなくて行けませんとなっちゃいますよね。

(説明者)

まず、「想定」というものが一つもとになれば読めないということもありますし、それらをもとにして、こういう対策が出来ると思っておりますので、決してムダということではなくて、あらゆる想定をするうえで、そういう総合的なことも含めてやっているという状況ですね。

(D委員)

なるほどね、まずわかりました。

(説明者)

もう一つ。先ほどの道路の関係です。委員の言われるとおり、倒壊してその道路が途絶したら、なかなか東北と同じように、他の地域から物資を運ぶことが難しくなり、空からのアプローチが有効なのは確かなのですが、ここで、市が業者に委託した想定自体が、その当時、一番大きな被害と考えていたのが北海道から示されていた函館平野西縁断層帯という活断層における直下型の地震でしたので、津波のように全てを面的に根こそぎ持っていくものではなかったもので、先ほど説明しました緊急輸送路の一部が倒壊して使えなくなるだとか、う回路の考えも委託に入っているというところです。ただ、それだけではなく、いわれるように…。

(D委員)

いや、要するに最低最悪を考えておけば、それより軽い状態は良いということなんです。私が言ってるのは。どうしようもない状態になって、骨折した市民がごっそり寝ているという状態を想定して、その中でこういう、人間1日くらい食べなくて生きて

てますからね、変な話。だから部局があくまでも、ドーコンの資料をもとに机上論で行くならそれはそれで結構です。部局はそういう論点なんだなと思っちゃいますし。実際問題ね、生死にかかわる非常に大事なポジションなわけですよ。だから多岐にわたってね、もっともっと想定外のものを導き出しながら、サポート環境をどんどん作り上げていくというようにやっていただきたいと思います。

(説明者)

それはそのとおりです。これは一つの想定であって、これ以外に津波とか様々なものがありますので、複数の考え方を持ってやっていきたい。

(D委員)

今の考え方に、他の部局として、どういう部局が今現在函館市の中であるんですか。災害について、スペシャリストがいる部局はどこですか。

(説明者)

スペシャリストとは、災害のみを想定とかを考える、検討するという意味でしょうか、それとも対応するということですか。

(D委員)

検討と対応の全てです。

(説明者)

対応という形であれば全ての部局になります。例えば、道路なら土木部、港湾施設であれば港湾空港部になります。

(D委員)

全部局で対応できるとおっしゃっているんですね。

(説明者)

函館市として、全部局で対応するような組織で動いています。

(B委員)

東北に5,000食と毛布500枚を渡していますが、これはいつどのように決めたのでしょうか。その時に無くなっていますので、早急に別な枠でも補充するという考えはなかったのでしょうか。今後の予算の中で対応というご説明もありましたが、先程から私が言いたかったのは、要するに想定の中で決まった数字(備蓄目標)があるのに、悠長な事を言っているなど受け取ってしまったからです。というのは、災害の時に寄付をしたり協力したりするのはもちろんいいことなのですが、悠長にまた何年もかけてその分を補

充していくという考え方はどうなのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(説明者)

備蓄品の減少につきましては、先ほど少し言いましたけれども、例えば非常食ですと、今回10,000食やりましょうということになると、また次の年に10,000食ということになると、5年間のサイクルでやってるとなると、ある時期にまた10,000食が減って、ということがありますね。ただ、それも上乘せした形でいくらかの備蓄は考えております。毛布であれば400枚のところを500枚にするだとか、そういう形では取っておりますが、一回にはできませんので、そこは考えながらやってはおります。

(B委員)

いや予算の取り方として、ここで負担するのではなく、別なところから予算をもらうとか。東北へ寄付したんですよ。そういうのは無かったんですよ。

(説明者)

北海道から調査がありまして、どういうものが出せるかと。その中で市として出せるものということで、結局、北海道の方には予算的なものも含めて要求はしておりますが、こういう災害ということでその手当はしていただいております。市として独自に支援したものもありました。

(A委員)

賞味期限を迎える食品や、更新が必要になる資機材等については、市民に安く売るなどして収益を得て、そのうえで新しい食品を購入したり、次の資機材のリース資金に充てる、そうした方が市民負担も少なく済むのかなと思うのですが、そういった考え方はないでしょうか。

(説明者)

非常に難しいお話にはなると思うんですけども、なかなか行政で買ったものを売るというのは考えにくい。市民に還元するという形しかないのかなと思います。委員がおっしゃることの趣旨としては非常にわかるんですけども、市民全体のために、災害対応として備蓄しているものを売るというのは難しいのかなと考えます。

(A委員)

食べ物に関しては何となく理解はするんですけども、結果的に、可搬型発電機や照明器具などというものは、購入した時点から劣化が始まっていくはずなんですよね。劣化が始まったときに、例えば壊れた場合などの整備費用だけでも出していただくとか、

そういう利用の仕方はあるかと思うんですよね。なんとか軽減できるようなものがあれば、そういう方向性で考えていただくということはできないものかと思い、指摘させていただきました。

(説明者)

色々な方法があると思うんですよ。そのなかで、そういう新たな予算を使わずにやるという方法があれば、今後検討はしてまいりたいと思っております。

(B委員)

備蓄食品の賞味期限切れについては、どこの都市でもあると思うんですけれども、やっぱり他都市でもそういった賞味期限が切れた食品については廃棄という形になっているんでしょうか。

(説明者)

全道35市で全く備蓄していないというのが12市。非常食についてはもっと少ないというふうに記憶しています。備蓄品の対応についてですが、札幌市は、函館市と同じサイクルで5年の賞味期限の食品を2種類という形で備蓄しているそうですが、札幌市の場合には1年間重複します。1年間はそのもう1年分あるんです。だから賞味期限の年を迎えたものが1年分多くなるんです。札幌市ではその1年分を訓練等で市民に還元しているそうですが、おびただしい数でありますのでだいぶ廃棄もしているというようにお聞きしております。

(B委員)

調書上のこの0.2人工というのは、備蓄品の賞味期限だとかそういう管理をしているんですよね。先ほどのお話にあったような、市民に売るという考えは問題ないような気もするんですが、いかがでしょうか。なんかもったいないですよ。

(説明者)

食べ物に関しては、例えば、あと3か月しかないというようなものを売るというのはちょっと考えにくいかなと。

(A委員)

いや、食パンなど売ってるものは、通常3日くらいで消費期限が来てしまいますよね。だから3か月もあれば、十分かなとも思うんですが。

(B委員)

賞味期限まであと1年となったときに売るですとか。とにかく無償で配布するのは、

もったいないような気もしますよね。しょうがないのかもしれませんが。わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

非常食・応急救護用資材購入費では「廃止を検討」が1票、「実施内容や手法の改善」が4票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。